

教職員の懲戒処分について

教職員の懲戒処分を下記のとおり報告します。

記

処分日	被処分者	処分内容	事案概要
R7.11.20	県立高等学校教諭	減給10分の1 3月	令和6年5月頃から令和7年9月初旬頃にかけて、SNSアプリを用いて私的なやりとりを行うなどの不適切な言動により、生徒10名に精神的苦痛を与え、そのうち複数名の生徒にセクシュアル・ハラスメントを行った。